

## 松戸市の男女共同参画推進に関する提言書(案)

令和 7年 月

第11次松戸市男女共同参画推進協議会

はじめに

松戸市では、平成10(1998)年に「松戸市男女共同参画プラン」を策定以降、5年ごとに実施計画の見直しを図っており、令和5(2023)年3月には「第6次実施計画」を定め、市民と行政が一体となって、本市における男女共同参画社会の実現に向け、施策を進めています。

産業構造や人口構成が大きく変化する中で、次世代により良い未来を引き継ぐためには、これまでの価値観や固定観念にとらわれることなく、自分の意志で生き方を選択し、責任を果たし、支え合いながら自分らしく生きられる社会、男女共同参画社会の実現が不可欠です。そのためには、性別による差別的扱いの是正はもちろん、ジェンダーギャップの解消に向けて積極的な取り組みを進めていくことが求められます。

ジェンダーギャップの解消は、従来の地域社会のあり方や人々の暮らしを否定するものではなく、格差を解消することによって、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会へ近づいていこうという基本理念に基づくものです。また、平成27(2015)年の国連サミットで決まったSDGs(持続可能な開発目標)には、ゴール5として「ジェンダー平等」が掲げられており、人はみな平等であり尊い存在として、「誰一人取り残さない社会の実現」を目指すとされています。

私たち、第11次松戸市男女共同参画推進協議会は、次期実施計画を策定するにあたり、その一助にさせていただきたいと考え、ここに具体的な提言をいたします。

松戸市においては、この提言の趣旨を十分にご理解いただき、市民、事業所等と協働し、男女共同参画社会の実現に向けての課題解決、環境整備に努め、次期計画策定に向け推進が図られますよう期待いたします。

令和 7年 月

第11次松戸市男女共同参画推進協議会

会長 桜井 陽子

## 第11次松戸市男女共同参画推進協議会

|       |     |     |
|-------|-----|-----|
| 会 長   | 桜 井 | 陽 子 |
| 副 会 長 | 室 園 | 慶 介 |
| 委 員   | 蒲 田 | 孝 代 |
| 委 員   | 齋 藤 | 隼 隼 |
| 委 員   | 長 濱 | 和 代 |
| 委 員   | 彦 坂 | 晶 子 |
| 委 員   | 三 浦 | 輝 江 |
| 委 員   | 武 笠 | 紀 子 |
| 委 員   | 山 田 | 匡 彦 |
| 委 員   | 山 田 | 美 和 |

## 1 総括的事項「計画策定に際して」

### ① 社会状況の変化を的確に捉え、社会的課題の解決に向けての計画の策定

男女共同参画の推進にあたっては、近年関連する法整備が進められてきましたが、我が国においては、依然として、ジェンダーギャップが大きく、特に新型コロナウイルス感染症の拡大下において、女性の就業や生活への甚大な影響の一つの要因となりました。一方、テレワークの普及が、男性の家事・育児への参画の拡大を促すなど、女性の家事・育児負担の軽減や経済的自立に寄与するものと期待されています。

また、近年、家族のあり方も多様化し、単独世帯が4割、ひとり親世帯が約1割となり、令和4(2022)年時点の共働き世帯は、専業主婦世帯の3倍近くとなっています。

コロナ禍を経て、変わりつつある社会構造や進みつつある意識変革を見過ごすことなく、新しい発想、新しい叡智を取り入れ、従来の制度・慣行を見直し、全ての人が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる社会、「令和モデル」への転換を目指してください。

### ② 国の「男女共同参画基本計画」及び「千葉県男女共同参画計画」を踏まえた策定

我が国の男女共同参画推進の大綱である「男女共同参画社会基本法」には、市町村においては、国が策定する男女共同参画基本計画ならびに都道府県の男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の男女共同参画計画を定めるよう努めなければならないとされています。

令和2(2020)年12月に策定された国の「第5次男女共同参画基本計画」では、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」とされ、さらに令和5(2023)年12月には、「企業における女性登用の加速化に係る成果目標」などが加わり、男性の働き方改革と共に就労の場における女性のさらなる活躍推進が盛り込まれています。

次期実施計画の策定にあたっては、こうした国の基本計画や県の計画策定の動向を注視するとともに、それに加えて松戸市の地域性や現状を踏まえた計画を策定してください。

### ③ 市の計画との整合性

令和4年度(2022年度)から令和11年度(2029年度)を計画期間とする「松戸市総合計画」を上位計画として、他分野の個別計画との整合性を図り、関係する施策を総合的に体系化し、市の将来ビジョンを共有するなかで、本市の男女共同参画を積極的に推進してください。

男女共同参画を推進していくためには、あらゆる分野において男女共同参画の視点を持って施策を進めていく必要があります。各行政計画との整合、連携が欠かせません。あらゆる分野、部署において男女共同参画の視点を持って施策を進めるよう共通認識を図ってください。

#### ④ 「市民意識調査」の活用

男女共同参画推進の計画を策定していくためには、本市の現状や本市に暮らす市民の意識、実態の把握は欠かせません。男女共同参画をとりまく社会は常に変化しています。また、東京への通勤圏にあり、家族構成の特徴や市の施策の影響等の地域性を十分に踏まえるため、計画策定に際しては、男女共同参画に関する意識調査はもちろんのこと、「市総合計画」や各行政計画で実施される市民意識調査や実態調査を活用してください。

## 2 **指標の見直し** 「指標値について」

指標値については、男女共同参画の推進に資する経年変化を客観的に把握できる数値を採用するなど、以下を検討してください。

- ① 「男性職員の育児休業取得率」など、すでに目標値を達成した指標については、その理由を分析し、他の施策展開に生かすとともに、新たな指標を設定してください。

例):第6次実施計画

指標「男性職員の育児休業取得率」目標値: 30.0%、令和5年度: 42.9%



次期計画

上記指標の目標値を上方修正するとともに、次の指標を追加

指標「男性職員の育児休業にかかる平均取得日数」

- ② 「課長相当職以上の管理職に占める女性の割合」については、本来どうあるべきか、その必然性に基づき、現実的な目標値を設定してください。

例):第6次実施計画

指標「課長相当職以上の管理職に占める女性の割合」

目標値: 20.0%以上、令和5年度: 22.2%



次期計画

指標「課長相当職以上の管理職に占める女性の割合」

目標値: 40～50 歳代職員の性別構成等に基づき設定

- ③ 「農業委員及び農地利用最適化推進委員に占める女性の人数」及び「消防団員の女性の人数」については、人数ではなく割合にしてください。

例):第6次実施計画

指標「農業委員及び農地利用最適化推進委員に占める女性の人数」

「消防団員の女性の人数」



次期計画

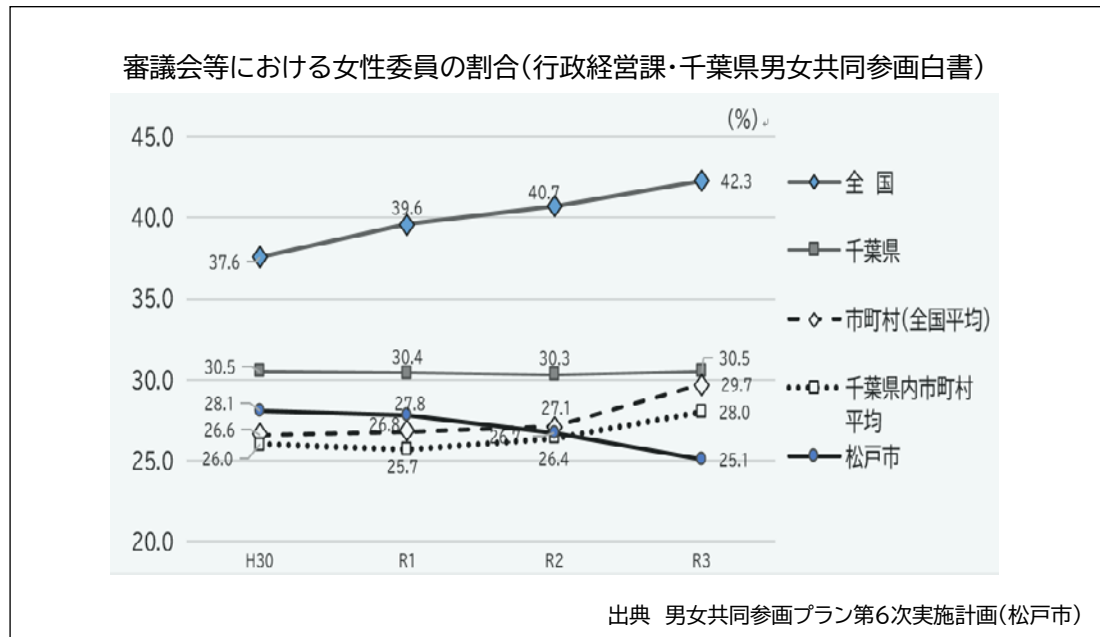
指標「農業委員及び農地利用最適化推進委員に占める女性の割合」

「消防団員に占める女性の割合」

### 3 個別的事項「計画の取組みに盛り込んでいただきたい事項」

#### ① 審議会等委員に占める女性の割合の上昇に向けた施策

松戸市においては、政策方針決定過程への女性の参画が進まない現状があります。特に審議会等における女性の割合は漸減傾向にあり、課題となっています。『松戸市附属機関等の設置及び運営に関する指針』の徹底を図る」だけでは実効性に乏しいため、女性の割合が上らない理由の分析のほか、女性の意見をさらに積極的に取り入れる方策など対応策を検討してください。

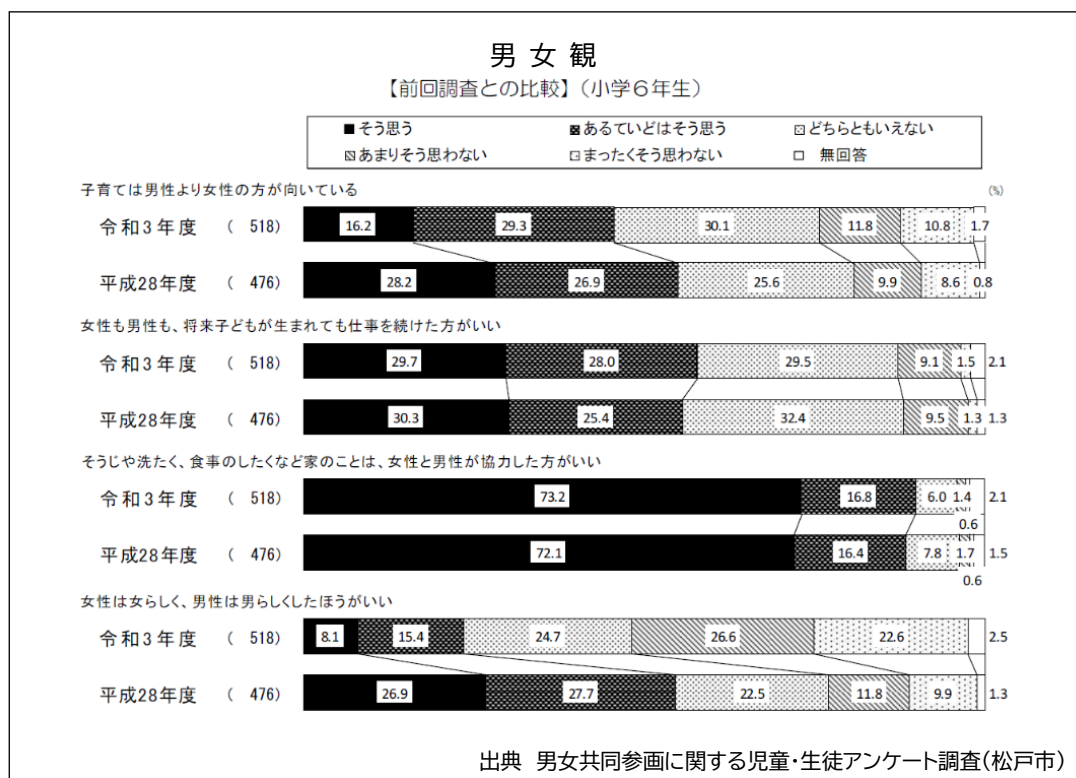


#### ② 民間企業等を含む市全体の現状把握

第6次実施計画までは、職場における男女共同参画の進捗状況を測るため、本市の「課長相当職以上の管理職に占める女性の割合」や「男性の育児休業取得率」などの指標を設定してきましたが、これらはいずれも市職員に関するものでした。今後は民間企業等を含め、市全体における男女共同参画の現状を把握できるよう検討を進めてください。

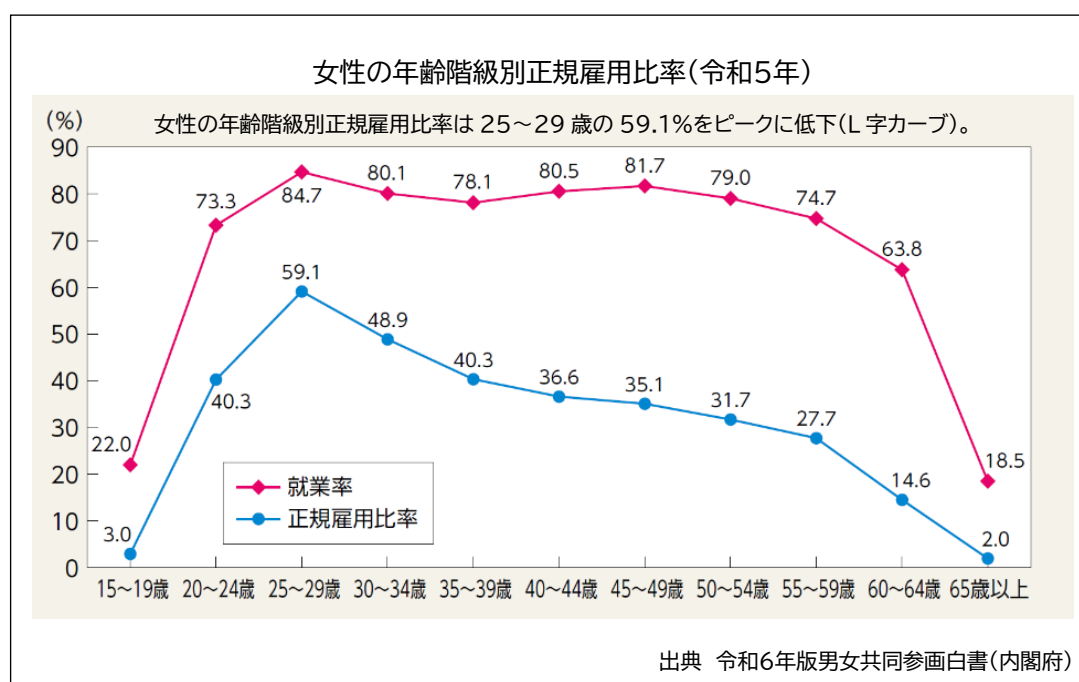
#### ③ 教育分野における男女共同参画の具体的な取り組み

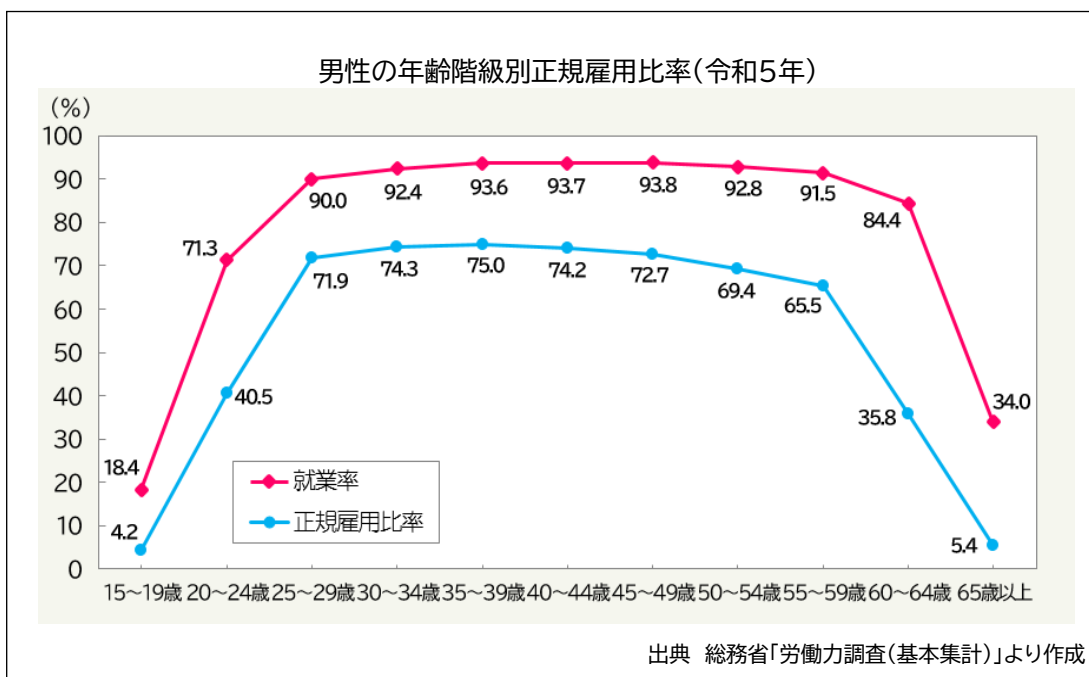
第6次実施計画では、男女共同参画を推進するうえでの教育の重要性に鑑み、教育を「基本目標」レベルへと格上げしましたが、具体的な施策、特に学校教育における内容が分かりづらいものとなっています。そのため、次期実施計画では、授業や授業以外で実施している具体的な取り組み例などを記載してください。また、義務教育以降の若者向け、生涯学習も含めたジェンダーバイアス解消の教育を推し進めてください。



#### ④ 雇用形態に関する調査及び施策の検討

働き方について、正規雇用、非正規雇用、あるいは起業など、どれを選択するかは人それぞれ自由ですが、正規雇用を望みながらも非正規雇用を選択せざるを得ない女性が少なくないのが現状で、賃金や処遇の格差等により、貧困に陥りやすい背景の一つになっています。そのため、次期実施計画策定のための意識調査では、例えば「非正規雇用労働者に占める正規雇用を望む人の割合」など、自分にあった働き方が出来ているかを調査し、その改善に向けた施策を検討してください。

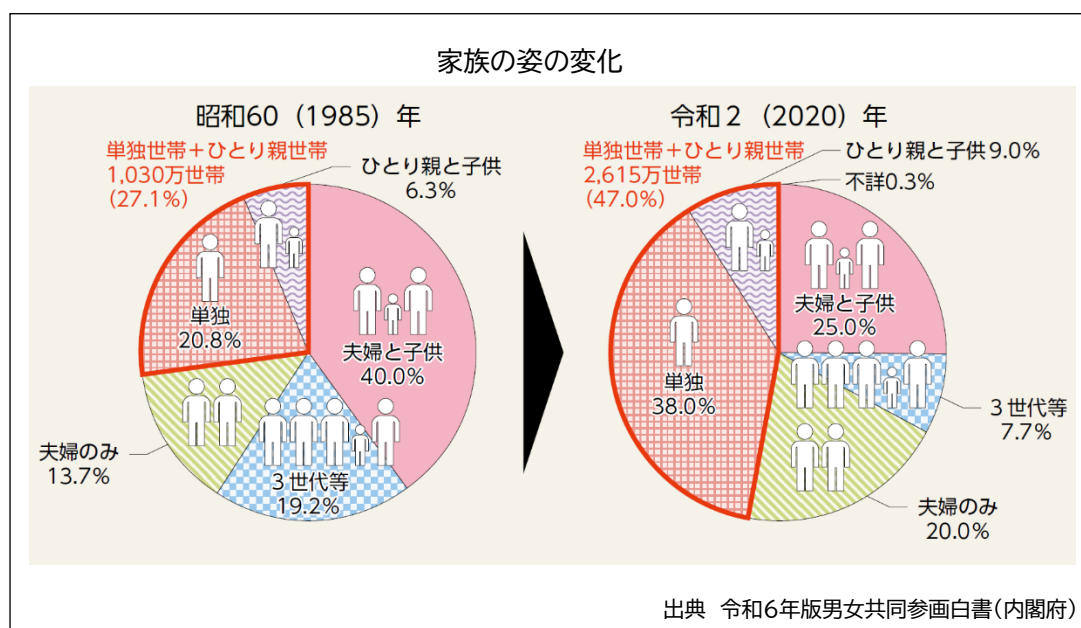




## ⑤ 地域社会に暮らす人の多様性をとらえた計画の策定

昭和、平成を経て、令和へと社会は大きく変化しつつあります。特に、少子高齢化による年齢構成の変化、単独世帯やひとり親世帯の増加など世帯構成も大きく変化し、共働きの増加や在宅ワークなど働き方も変わってきています。また、LGBTQ など性のあり様も多様であることが認識されるようになってきました。

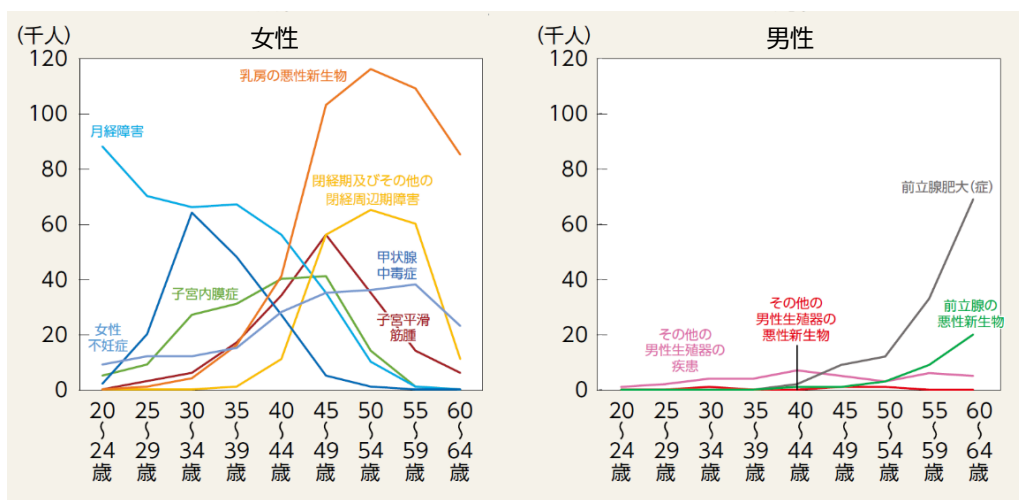
次期計画の策定にあたっては、地域社会に暮らす人々が、それぞれの望む生き方や家族のかたちが多様であることを踏まえ、その時々社会課題に対して、今までの価値観や固定観念にとらわれることなく、一人ひとりが尊重され、自分らしく暮らしていける地域社会となるような施策を展開してください。



## ⑥ 心身の健康を支援する体制の整備

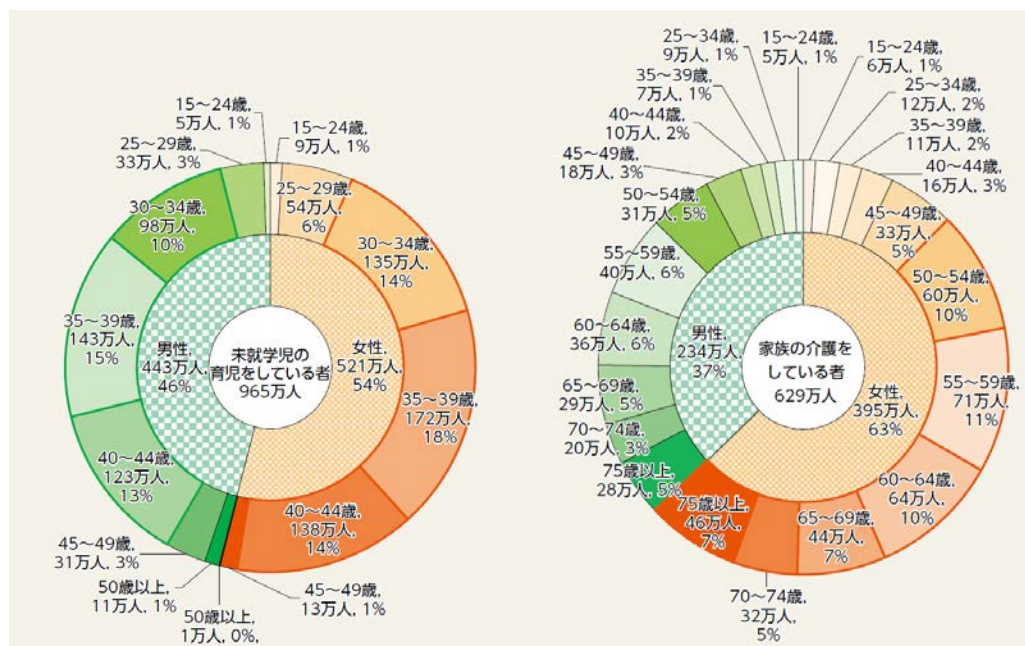
女性は、月経困難や更年期などホルモンバランスの変化等により、生活や就労に困難が生じる可能性が高く、また日常生活においても、仕事と家事・育児の両立に伴う負担だけでなく、団塊の世代が後期高齢者となりつつある現在、介護の負担も重くのしかかるなど、様々な課題を抱えやすい現状があります。生涯にわたる心身の健康面での支援を行う体制の整備について、検討を進めてください。

女性特有、男性特有の病気の総患者数(年齢階級別・令和2年)



未就学児の育児をしている者の数及び割合(男女、年齢階級別・令和4年)

家族の介護をしている者の数及び割合(男女、年齢階級別・令和4年)



出典 令和6年版男女共同参画白書(内閣府)